

藤井寺市循環バス広告掲載募集要領

市内循環バスへの広告の掲載申し込みをされる方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知の上、申込み下さい。

1 広告媒体について

- (1) 市内循環バス(北回り1台・南回り1台)
- (2) 運行について(別紙時刻表及びMAPを参照)
 - ア 運行概要 市内公共施設を中心に北回り・南回りバスの2台にて運行。
 - イ 停留箇所 北回り31カ所、南回り31カ所
 - ウ 運行時間(北回り・南回りバスとも各2便運行)
 - 【午前の便】市役所9時発－
(北回り)市役所着12時8分着(南回り)市役所着12時10分着
 - 【午後の便】市役所1時30分発－市役所4時38分着
- (3) 運行日 毎週月曜日から土曜日まで
(ただし、祝・休日(敬老の日を除く)、第4月曜日、年末年始(12/29～1/5)を除く。)
- (4) 1ヶ月当たりの走行距離(1台) 約2,000km
- (5) 利用者数(2台で)

令和3年度	北回り	7,078人	南回り	6,898人
令和4年度	北回り	9,732人	南回り	9,442人
令和5年度	北回り	9,659人	南回り	10,704人

2 広告の掲載期間・規格・掲載料金・掲載場所など

- (1) 広告掲載期間

各月の1日から末日までの1ヶ月単位とし、最長12ヶ月まで掲載可能となります。

なお、掲載期間は自動更新されませんので、引き続き掲載を希望される場合は、再度、申込書を提出していただきます。

(2) 広告の規格・掲載料金など

車両	場所	規格(mm)	枠数	掲載料金(1ヶ月)
南回りバス 1台	① 車体側面 (歩道側)	縦 420×横 3000 以内 マグネットシート又は剥 離可能な屋外用シール	2	(1枠) 15,000円
	② 車体側面 (車道側)	縦 420×横 3000 以内 マグネットシート又は剥 離可能な屋外用シール	2	(1枠) 15,000円
北回りバス 1台	③及び⑥ 車内側面窓ガラス面	縦 200×横 600 以内 紙又はシール	2	(1枠につき2ヶ所) 3,000円
	④及び⑦ 車内側面窓ガラス面	縦 200×横 600 以内 紙又はシール	2	(1枠につき2ヶ所) 3,000円
	⑤及び⑧ 車内側面窓ガラス面	縦 200×横 400 以内 紙又はシール	2	(1枠につき2ヶ所) 3,000円

掲載場所（南回りバス・北回りバスとも同じ。）



③

①

④

⑤

掲載場所（南回りバス・北回りバスとも同じ。）



⑧

⑦

②

⑥

3 掲載できない広告

広告内容が次に該当する場合は、広告の掲載をお断りします。

- (1) 市の信用又は品位を汚すもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝を内容とするもの
- (3) 他者を誹謗、中傷する内容を含むもの
- (4) 人権侵害のおそれのあるもの
- (5) 法令や条例等に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反する内容のもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現で、市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (8) 市が推薦などしているかのごとき表現をしたもの
- (9) 投機心又は射幸心をあおる内容のもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条に規定する風俗営業又はこれに類するもの
- (11) 金融業務の広告については、市指定金融機関及び市収納代理金融機関以外のものに係るもの
- (12) 広告主の行う事業・行為が社会的批判、指弾の対象となっているもの
- (13) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

4 掲載申込の手続き

- (1) 申込期限 広告の掲載を始めようとする月の前月の5日まで
- (2) 申込方法
「藤井寺市公共施設循環バス広告掲載申込書」に必要事項をご記入の上、下記の書類を添えて
申し込みください。
ア 掲載しようとする広告案
イ 業務内容等を明らかにする書類(会社案内、パンフレット等)
ウ 国税の納税証明書(その3)
エ 市区町村税の納税証明書(藤井寺市に納税義務がある方は不要)
- (3) 申込先 〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号
藤井寺市 総務部管財課 庁舎・車両担当

5 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (4) 市の指名停止措置を受けている者又は不利益処分(違法又は不適當な行為によるものである場合に限る。)を受けている者でないこと。
- (5) 国税及び市区町村民税の未納がないこと。

6 広告掲載者の決定

- (1) 提出された申込書類により、掲載要綱・掲載基準に基づき広告内容の審査を行い、掲載希望期間を考慮し決定します。

(2) 広告の申込みが、募集した広告枠を超えたときは、次に掲げる順位により決定します。

- ア 公社、公団、公益法人及びこれらに類する者の広告
- イ 公共性の高い民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告
- ウ イに該当しない民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告
- エ アイウに該当しない者の広告

7 契約の締結

広告掲載の決定を受けた申込者と市との間で、広告掲載に関する契約を締結します。

8 広告の作成

- (1) 広告の制作に要する費用は、すべて広告掲載者の負担となります。
- (2) 広告を作成する前にその最終案をあらかじめ総務課に提示し、確認を受けてください。

9 広告の取付け及び撤去

広告の取付け及び撤去は、市で行います。ただし、車体側面(①・②)の広告で剥離可能な屋外用シールについては、広告掲載者において取付け及び撤去してください。

10 問い合わせ

藤井寺市 総務部管財課 庁舎・車両担当
電話 072-939-1037(ダイヤルイン)
電話 072-939-1111(代表)
FAX 072-939-9448
eメール:kanzai@city.fujidera.lg.jp